

人事給与システム及び庶務事務システム選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 人事給与システム及び庶務事務システムの構築業務及び運用保守業務に係る受託事業者の選考を、公平かつ適正に実施するため、人事給与システム及び庶務事務システム選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、人事給与システム及び庶務事務システムの稼働に必要な物件の調達並びに人事給与システム及び庶務事務システムの構築、運用及び保守に関する業務の提案をした者について、その者が提出した書類の内容等を審査し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、総務部長及び別表に掲げる職員を委員として組織する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、総務部長をもって充て、副委員長は、総務部人事課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(代理等)

第6条 委員は、会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人は、会議において委員の権限を有し、その出席は、委員の出席とみなす。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部人事課において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

経営企画部情報システム課長	総務部人事課長	同人材育成担当課長
上下水道局経営部総務課長	消防局総務課長	教育委員会事務局教育総務部総務課長
同教職員課長		